



きらきらした夏が始まります。 と言いたいところですが、やっと梅雨が本格的になってきました。果樹を生業としている親戚は「今年は雨が少ないから桃の味はいいのだけど、玉太りが悪いので商品価値が…」と嘆いておりました。雨が降ると何となく「あぁ〜。」とつい思ってしまう私ですが、近所で田植えが始まり、我家の畑のきゅうりやナス、スイカが雨を待ちわび、雨が降ると早苗の緑が輝き、野菜達の実が大きくなるのを見るとその力の偉大さと大切さを感じてしまうと同時に今年は大雨による災害のないことを祈ります。 皆様もお氣を付けくださいませ。

さて、今月のテーマは新しい決済方法「でんさい」についてです。

今月のテーマ：でんさい

「でんさい」とは、事業者の資金調達円滑化のために電子的な記録によって譲渡や割引をできるようにした新しいかたちの金銭債権である電子記録債権の中のひとつです。

まずは、電子記録債権とは…

電子記録債権は、手形・指名債権(売掛債権等)の問題点を克服した新たな金銭債権です。電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録機関に電子記録することが、その発生の要件となります。

1. でんさいの特徴

手形的利用

- ・中小企業の資金調達の円滑化のため最も一般的な利用方法として、現行の手形と同様の利用方法を採用。
- ・手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備。全銀行参加型
- ・銀行の信頼・安心のネットワークのもとで、社会インフラとして構築される必要性の認識のもと、全銀行参加型を採用。
- ・既存の銀行間の決済システムを利用し確実に資金回収できる仕組みの提供が可能。間接アクセス方式
- ・金融機関を経由してでんさいネットにアクセスする方法により、現在利用している窓口金融機関をそのまま利用できる為安心してサービスを受けることができる。
- ・金融機関の創意工夫によって、それぞれの利用者ニーズにあったサービスを提供できる仕組み。

2. でんさいの取引

「でんさい」の発生

窓口金融機関を通じてでんさいネットの記録簿に「発生記録」を行うことで、「でんさい」が発生します。

「でんさい」の譲渡

窓口金融機関を通じてでんさいネットの記録簿に「譲渡記録」を行うことで、「でんさい」を譲渡できます。

必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。

「でんさい」の支払

でんさいネットが、支払が完了した旨を「支払等記録」として記録するだけで支払いは完了します。

3. でんさい導入によるメリット

(支払企業側のメリット)

* 事務負担の軽減

事務処理の軽減…でんさいはペーパーレスの電子記録債権ですので、押印などが必要なく、手形の発行作業や振込の準備などが簡略化でき、支払処理に時間がかかりません。支払記録もデータとして残るので確認や集計も楽になります。

* コストの削減

インターネットで手続きや決済を行うので、搬送コストが抑制され、手形の振り出し金額によって必要だった印紙税がかかりません。ただし、でんさいは有料サービスなので、発生、譲渡、決済の際には、利用した分だけ手数料が発生しますが、多額の金額に対して発行する手形に貼る印紙税に比べると企業負担は軽くなります。

* 支払手段の一本化

振込・手形・一括決済など複数の支払手段があると非効率になりますが、でんさいの場合はこれらを一本化することができるので効率化につながります。



(納入企業側のメリット)

* 紛失や盗難リスクの回避

手形の持ち運びによる紛失や盗難の危険性リスクを避けることができます。また、保管・管理の必要がなくなるので、管理コストを削減することができます。

* 分割・譲渡が容易になる

手形の場合、部分的な分割や譲渡ができないため、売掛を自社の買掛に充当したい時には、振出人に分割してもらう必要がありますが、でんさいは受取った電子債権から必要な分だけ分割して譲渡や分割割引を行うことが可能です。

* 取立手続が不要

でんさいでは支払期日になると窓口になっている金融機関の口座に自動入金されます。

ですので、手形のように金融機関に取立手続きをする必要がなくなります。

また、支払期日当日に資金化することができます。

* 売掛金等の債権を有効活用できる

これまで資金繰りのために利用できなかった売掛金等の債権についても、決済手段を振込からでんさいにすれば支払期日前であっても簡単に譲渡や割引ができるので、資金調達に活用しやすくなります。

4. でんさい導入によるデメリットやリスク

* 会計処理が変更になる

でんさいを途中から導入すると会計処理が変更になるため、一時的に計算が複雑になる可能性があります。

これまでの受取手形や支払手形といった勘定科目が、電子記録債権・電子記録債務になるため、慣れるまで時間が必要です。

* 取引先の協力が必須

でんさいを利用するには、インターネットの環境を整備して、金融機関にでんさいの利用申込をする必要がありますが、自社だけが申し込みを完了しても使えません。取引先にもでんさい利用を促し、整備、利用申込の協力をしてもらう必要があります。

* ハッキング被害にあう可能性がある

でんさいは電子記録としてインターネットを通して管理されるため、ハッキングによる攻撃を受ける可能性が全くないとは言えません。なので、セキュリティ対策の強化が必要となります。

* 普及率が100%ではない

でんさいは新しい決済手段のため、まだ手形のように一般的ではない状況です。今後、国や地方公共団体が参加するようになれば、利用拡大が見込まれますが、普及率が100%になるまでには時間が必要です。

以上のように「でんさい」にはメリットも多く、利用価値も認められ、「でんさい」による決済もちらほらみかけるようになりました。各金融機関でも、「でんさい」が円滑に導入できるように「でんさい」の仕組みをまとめた冊子・パンフレット、取引先に対する案内状のサンプル等を作成するなどの様々なサポートが行われているようです。今回のテーマがお役にたてば幸いです。

7月10日(月)は……

下の7月のカレンダーにも掲載しておりますが、10日(月)は、いくつかの期限日です。

まずは、税務。年に2回 給与・賞与・報酬の源泉所得税を納付して頂く**納期特例の上期(1月～6月支給分)の納付期限**となります。納付が遅れますと延滞税と不納付加算税が発生すること等もありますので、お忘れなく。

なお、納期特例計算をご依頼頂いておりますお客様には担当が納付書を期日までにお渡しいたします。

次に社会保険関連。一年に一度、4月・5月・6月の給与支給額を基に社会保険の標準報酬月額の見直しをします。

それを、「**社会保険算定基礎**」といい、その届出の**提出期限**がこの日となっています。

最後に、**労働保険**。こちらも年に1回 前年の4月から当年の3月までの給与支払額を基に雇用保険料と労災保険料を計算し、前年概算で収めた保険料の精算と、来年の3月支給分までの保険料を概算で納付します。

その**申告と納付の期限**もこの日となります。

毎月10日の源泉所得税の納付、住民税の納付も、もちろんございますのでよろしくお願いいたします。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**

今月の開催日は**7月6日(木)**です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
7月 6日(木)	5・6・7・8月決算法人様	6月30日(金)
8月 3日(木)	6・7・8・9月決算法人様	7月28日(金)
9月 7日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月 1日(金)

< 7月のカレンダー >

6	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	月	*6月分源泉所得税・住民税の納付期限
		*1～6月分源泉所得税の納付期限(納期特例)
		*社会保険算定基礎届の提出期限
		*労働保険料申告・納付期限
18	火	*所得税予定納税額の減額申請期限(第1期分)
31	月	*5月決算法人の申告・納付期限
		*11月決算法人の中間申告・納付期限
		*所得税予定納税額の納付期限(第1期分)
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の2・8月決算法人)